

軟石倉庫 島松商業組合が醤油、酒等の商品保管倉庫として昭和12年に建造。戦後、恵庭町農業協同組合がこれを引き継ぎ、以来「第3号倉庫」と呼ばれ、米の貯蔵倉庫として平成4年まで使われてきました。その後、倉庫を改修、舞台芸術活動のできる「夢創館」として、平成11年にオープン、文化活動の拠点として開設されています。

イベントホール 音楽、演劇、舞踊などの練習や公演、絵画、書、写真など文化活動発表の場として利用できます。床はフローリング貼り、壁はパネルで覆われています。石蔵の持つ独特の雰囲気、石蔵の持つ独特の雰囲気がホールでの文化活動をひととき魅力的にしてくれます。面積170㎡の小ホールですが、特に舞台活動では出演者の息遣いや観客の反応が双方向で伝わることで好評です。

(収容定員207名)

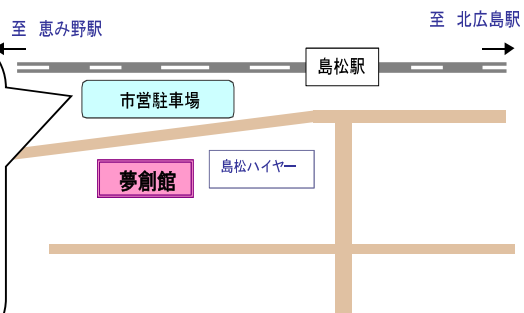
恵庭市 **む そう かん**
夢創館

利用案内



イベントで市営駐車場をご利用の場合、最大2時間分の無料駐車券を配布しております。

なお、最初の30分は無料です。よって、最大2時間30分までは無料でご利用いただけます。
※五千円札・一万円札は使用できませんのでご注意ください。



〒061-1352 恵庭市島松仲町1丁目2番20号

Tel・Fax 0123-36-6050

【夢創館指定管理者】NPO 法人島松夢創館倶楽部

2022.6.1改

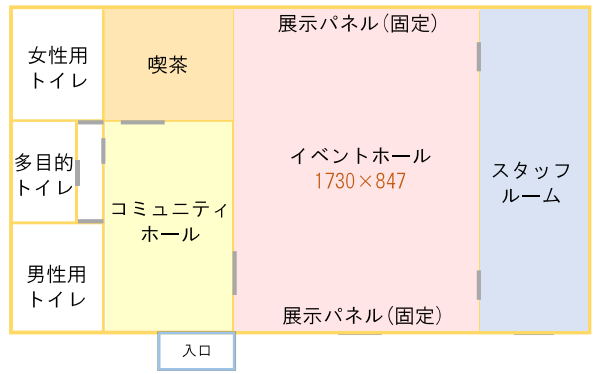
恵庭市島松仲町1丁目2番20号

Tel 0123-36-6050

開館時間 午前9時～午後10時
 ※午後5時以降、行事のない場合は閉館となります。

喫茶／夢創館倶楽部 営業時間 午前10時～午後5時
 ※午後4時30分オーダーストップです。
 ※午後5時以降、イベント等がある場合は営業することがあります。

平面図



使用申込み方法及び使用の制限

使用申込受付
 使用時間 午前9時～午後10時
 受付時間 午前9時～午後5時
 休館日 臨時休館日のみ
 申込方法 館に備え付けの申請書または、ホームページ (musoukan.jp) にて申し込み下さい。
 (恵庭市教育委員会社会教育課でも申請可)

使用料 使用許可が出た時は、別表に定める使用料を前納下さい。

使用の制限
 次のいずれかに該当すると認められたときは、直ちに使用を中止していただきます。

- ① 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- ② 建物又は附属施設、備品等が破損又は滅失されるおそれのあるとき。
- ③ 未成年者の団体で、保護者等成人の承諾のない活動。
- ④ その他館の管理運営上支障があるとき。

その他

- ① 既納の使用料は、規定に定められたもの以外は返納できません。
- ② 使用許可を受けた目的以外の使用又は使用権の譲渡、転貸はできません。

施設の概要 敷地面積／625.90㎡
 建物面積／334.85㎡

各室面積 (単位 ㎡)

客室	面積	摘要
イベントホール	170.17	収容定員／207 用途／ 演劇・音楽ダンス等の練習、発表 絵画・書道・写真・ 盆栽等の展示
コミュニティホール	60.34	喫茶、談話コーナー
スタッフルーム	67.64	楽屋、物品収納庫
共通スペース	36.70	風除室、男女トイレ 多目的トイレ

使用料

使用区分		1時間当たりの使用料	
		5月～10月	11月～4月(含暖房)
イベントホール	市内在住者	1,100円	1,500円
	市内在住者 以外の者	2,200円	2,600円
	営利目的	4,400円	4,800円

※5月から10月までに暖房設備を使用する場合は、使用1時間あたり400円を加算した額を徴収します。

主な備品料

区分	備品名	規格	単位	使用料
舞台装置	ピアノ	グランド	1台	3,000円
	講演台	電動昇降装置付	1台	200円
	花台	W450×H670	1台	100円
	ポータブルステージ	W240×D120×H60	1台	100円
照明装置	フレンネル	500W	1台	200円
	トツ	500W	1台	200円
	プロジェクター	エプソンEB-S05	1台	500円
映像音響装置	マイク(有線)		1本	300円
	マイク(ワイヤレス)	ハンド型タイピン型	1本	300円
	器具持込(ミキサー等)		1台	100円
展示設備	展示用ライト (常設12個は無料)	13個目より	1個	50円
	展示パネル	移動式	1枚	100円

- 1. 付属設備等の使用料は、1日又は1回当たりの金額となっています。
- 2. 上記金額に機器の操作料、舞台設置料は含まれません。
- 3. 使用料が減額となった場合は、備品・暖房使用料も5割減額となります。

使用料の減免等

- 1. 市内在住者とは、市内に住所を有しているもの、市内に勤務または通学するもの及び半数以上がこれらの者で構成される団体をいいます。
- 2. 市内の教育関係・町内会・商店会及び行政機関その他これらに類する法人及び団体等が使用する場合、目的により5割減額となる場合があります。詳しくは問合せ下さい。